

大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内病院薬剤師及び大分県職員薬剤師の確保とその定着化を推進するとともに、県出身の薬学部進学者数の増加を図るため、大分県薬剤師確保対策事業実施要領（令和7年4月1日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、公益社団法人大分県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1)薬剤師修学資金貸与事業	○修学資金	10／10以内
(2)薬剤師UIJターン就職活動支援事業	○就職活動宿泊費	10／10以内
	○就職活動に要した公共交通料金	10／10以内
(3)地域枠大学の見学旅費支援事業	○地域枠大学見学宿泊費	10／10以内
	○地域枠大学見学に要した公共交通料金	10／10以内
(4)薬剤師確保対策執行事業	(1)～(3)の実施に要する経費 人件費、印刷消耗品費、通信運搬費、手数料	定額

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、知事が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 規則第3条第3項の規定により申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち、省略することのできるものは同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第 4 条 規則第 5 条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く）をする場合は、大分県薬剤師確保対策事業費補助事業変更承認申請書（第 2 号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではあってはならないこと。
- (6) この補助金の交付があった場合は、別に預金口座を設けて適正な管理をするとともに、これにより生じた果実は収入として計上し、この補助事業の附帯事務費に充てができるものとする。
- (7) 第 3 条第 3 項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第 9 条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (8) 第 3 条第 3 項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第 10 条の規定による補助金の額の確定を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第 3 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (9) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の 20 パーセント以内の減少等）
- (2) 補助対象経費の 20 パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、大分県薬剤師確保対策事業実績報告書(第6号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業の完了もしくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 振込受付書の写し等、修学資金の貸与に関する契約を締結した者(以下、「薬学修学生」という。)への支払が確認できる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、大分県薬剤師確保対策事業費補助金の額の確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(薬学修学生等からの返還金等の取扱い)

第11条 薬剤師会は、修学資金を貸与した者に修学資金の返還を命じた場合において、当該資金の返還を受けたときは、次に掲げる事項を速やかに知事に報告するとともに、返還のあった日の翌日から起算して14日以内に知事に補助金相当額及びそれに係る延滞利子を納付するものとする。

- (1) 修学資金を貸与した者の氏名
- (2) 修学資金の返還の理由
- (3) 修学資金の返還の事実が生じた日
- (4) 知事に対する納付金の額とその算出基礎
- (5) その他知事が必要と認める事項

(薬学修学生の就業状況等の報告)

第 12 条 薬剤師会は、修学資金貸与期間終了から大分県薬剤師確保対策事業実施要領に定める修学資金貸与の返還債務の免除決定又は履行完了までの期間、薬学修学生から就業状況等の報告をさせ、その内容を就業状況等報告書（第 8 様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1 部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

(個人情報の保護)

第 14 条 補助事業の実施に当たって知りえた個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年度の予算に係る大分県薬剤師確保対策事業費補助金から適用する。

第1号様式（第3条関係）

年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

事業主体名

代表者名

年度において、下記のとおり大分県薬剤師確保対策事業を実施したいので、
補助金 円を交付されるよう大分県薬剤師確保対策事業費補助金
交付要綱第3条第1項の規定により申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

補助事業に 要する経費	県費補助金 (①+②+③+④)	自己負担金	その他	備 考
円	円	円	円	

4 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

(1)薬剤師修学資金貸与事業

ア 修学資金の貸与計画

区 分	補助金	備 考
今までの貸与額	円	
今年度貸与額 (①)	円	

イ 薬学修学生との契約状況

区分	継続(1)	新規(2)	解約(3)	計(1)+(2)-(3)	備考
薬剤師修学資金貸与事業（薬剤師不足病院）	人	人	人	人	
薬剤師修学資金貸与事業（県行政機関）	人	人	人	人	

ウ 補助の対象となる学生の概要

決定番号	区分	氏名	貸与予定期間		本年度貸与計画			備考
			開始年月	終了予定年月	入学金	支援金 (年額)	計	
					円	円	円	
計(①)							円	

(注) 薬学修学生が私立大学の場合は、備考欄にその旨記入すること。

(2) 薬剤師 UIJ ターン就職活動支援事業

決定番号	氏名	居住 都道府県	就職活動計画		補助計画			備考
			開始 年月日	終了予定 年月日	宿泊単価	宿泊 日数	公共交通 料金	
							()	円
計(②)							円	

(注) 1 公共交通料金欄は2段書きで記載し、上段に実費を()書きし、下段に補助申請額を記入すること。

2 計は宿泊費と公共交通料金の補助申請額の合計を記入すること。

(3) 地域枠大学の見学旅費支援事業

決定番号	氏名	大学見学計画		補助計画				備考
		開始 年月日	終了予定 年月日	宿泊単価	宿泊 日数	公共交通 料金	計	
						()	円	
計(③)							円	

(注) 1 公共交通料金欄は2段書きで記載し、上段に実費を()書きし、下段に補助申請額を記

入すること。

2 計は宿泊費と公共交通料金の補助申請額の合計を記入すること。

(4) 薬剤師確保対策執行事業

積算	金額(円)	備考
計 (④)		

5 補助事業の收支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
補助金	円	
利息収入		
自己負担金		
計		

(2) 支出の部

区分	予算額						備考	
	事業費			補助申請額				
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		
薬剤師修学資 金貸与金		円	円		円	円		
薬剤師UIJタ ーン就職活動 支援補助金								
地域枠大学の 見学旅費支援 補助金								
薬剤師確保対 策執行事業費								
計								

第2号様式（第4条関係）

年度大分県薬剤師確保対策事業費補助事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けた 年度大分県薬剤師確保対策事業について、下記のとおり事業変更したいので承認されるよう大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて記載するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう記載すること。

第3号様式（第4条関係）

年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱第4条第1項第8号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3-2)	金	円
5 その他		
(1) 別紙を添付すること		
(2) その他参考となる書類		

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること

別紙

年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等 仕入控除税額 (A×B)	備考
円		円	

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第4号様式（第5条関係）

年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

事業主体名

代表者名 殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く）をする場合は、大分県薬剤師確保対策事業費補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではあってはならないこと。
- (6) この補助金の交付があった場合は、別に預金口座を設けて適正な管理をするとともに、これにより生じた果実は収入として計上し、この補助事業の附帯事務費に充てることができるもの

とする。

- (7) 大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要綱第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (8) 要綱第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要綱第10条の規定による補助金の額の確定を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (9) その他、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）、大分県薬剤師確保対策事業実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（備考）

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請に基づき変更交付決定通知をするときは、この様式中の「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第8条関係）

年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

事業主体名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県薬剤師確保
対策事業費補助金について、金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう^う
大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了) 年月日	備考
円	円	円	円		

（振込先）

銀行・支店名	
口座の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)

第6号様式（第9条関係）

年度大分県薬剤師確保対策事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知のあった 年度大分県薬剤師確保対策事業を実施したので、大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱第9条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の効果

2 事業を実施した期間 年 月 日から 年 月 日

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

補助事業に 要した経費	補助金	自己負担金	その他	備 考
円	円	円	円	

(1)薬剤師修学資金貸与事業

ア 修学資金の貸与実績

区 分	補助金	備 考
今までの貸与額	円	
今年度貸与額		
計(①)		

イ 薬学修学生との契約状況

区分	継続(1)	新規(2)	解約(3)	計(1)+(2)-(3)	備考
薬剤師修学資金貸与事業（ 薬剤師不足病院）	人	人	人	人	
薬剤師修学資金貸与事業（ 県行政機関）	人	人	人	人	

ウ 補助の対象となる学生の概要

(注) 薬学修学生が私立大学の場合は、備考欄にその旨記入すること。

(2) 薬剤師 UIJ ターン就職活動支援事業

(注) 1 公共交通料金欄は2段書きで記載し、上段に実費を（）書きし、下段に補助申請額を記入すること。

2 計は宿泊費と公共交通料金の補助申請額の合計を記入すること。

(3) 地域枠大学の見学旅費支援事業

(注) 1 公共交通料金欄は2段書きで記載し、上段に実費を（）書きし、下段に補助申請額を記入すること。

2 計は宿泊費と公共交通料金の補助申請額の合計を記入すること。

(4) 薬剤師確保対策執行事業

内訳	金額（円）	備考
計 (④)		

5 補助事業の収支決算

(1) 収入の部

区分	決算額	備考
補助金	円	
利息収入		
自己負担金		
計		

(2) 支出の部

区分	決算額						備考	
	事業費			補助申請額				
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		
薬剤師修学資 金貸与金		円	円		円	円		
薬剤師UIJタ ーン就職活動 支援補助金								
地域枠大学の 見学旅費支援 補助金								
薬剤師確保対 策執行事業								
計								

第7号様式（第10条関係）

年度大分県薬剤師確保対策事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者 殿

大分県知事

年 月 日付け第 号をもって提出された 年度大分県薬剤師確保対策事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け第 号による交付決定通知に係る補助金の額は、金 円に確定したので大分県薬剤師確保対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

第8号様式（第12条関係）

就業状況等報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

事業主体名

代表者名

薬学修学生から就業状況等の報告を受けたので、その内容を下記のとおり報告します。

記

決定番号	区分	氏名	貸与期間 (年間)	就業等状況		備考
				病院名等	従事期間	

(注) 1. 病院名等欄について薬学修学生が大学在籍中の場合は、大学名及び学年を記載
2. 大学卒業後薬剤師免許未取得の場合は、備考欄にその旨記載すること